

平成30年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月30日(火) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(11人)
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 堀 城
4. 欠席委員 佐美三 守
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 山本 賢一 太田 桂子
6. 議 事
 - (1) 議案 第36号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第38号 農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について
 - (4) 議案 第39号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) その他

伊藤局長 皆様、研修お疲れ様でした。引き続きまして只今から平成30年第10回の農業委員会の総会を開催いたしたいと思います。
本日は、農業委員さん11名の出席ですので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。
それでは、開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 本日もお忙しい中に第10回の農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。今日は忙しくて来られない方もおられまして、今がちょうどピークで、私のほうも稲刈り真最中でありまして、日程を調整してきました。そういうことですので、総会を始めたいと思い

ます。

伊藤局長 ありがとうございます。
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第10回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、山本委員さんと太田委員さんをお願いします。
それでは、今から議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。
議案第36号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は佃委員さんですので、説明をお願いします。

佃委員 譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は1,204㎡、耕作面積は17,0390㎡、申請面積は1,204㎡、貸借形態は所有権（無償）、譲受理由は親受贈、譲渡理由は子へ贈与、家族4名、権利の種類は贈与であります。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明いたします。申請人は石橋町に居住する個人で、申請地までの通作距離は、約100mであり、農業年数27年、農機具も所有し、主たる作物は、米・たばこ・みかんに

なります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で議案第36号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第37号、「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積578㎡、うち転用面積同じく578㎡、権利の種類、所有権（有償）売買になっております。転用目的は個人住宅兼学習塾113.44㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明します。地図は6ページです。申請人は、松山町に居住している個人で、現在借家住まいであり、また、妻が学習塾を開く計画で、住宅兼学習塾を建築する土地を探していたところ、申請地は住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。
申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 はい2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積348㎡、転用面積348㎡です。権利の種類、所有権（有償）売買です。転用目的、個人住宅128.19㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号2番について補足説明します。地図は7ページです。申請人は、熊本市に居住している個人で、現在借家住まいであり、手狭なため、住宅を新築する場所を探していたところ、申請地は、住環境が整っており、適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域であり、第3種農地になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。
申請番号3番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。
- 堀委員 3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況宅地、登記面積92㎡、うち転用面積92㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的、農業用資材置場です。よろしくお願ひいたします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明します。地図は8ページです。申請人は、長浜町に居住する個人で、農業用資材置場が手狭であったため、場所を探していたところ、申請地が自宅の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。なお、申請地は数十年前から倉庫が建ててあり始末書案件となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 はい申請番号4番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積476㎡、転用面積同じく476㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は、車両置場です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。地図は薄かったので今日お配りしている地図をご覧ください。申請人は、境目町で自動車販売・修理業等を営む法人であり、現在自動車を保管する場所が不足しており、土地を探していたところ、申請地が県道に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域であり、第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 はい、申請番号5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況雑地です。登記面積28㎡、うち転用面積は28㎡。権利の種類は所有権（無償）贈与。転用目的、太陽光発電施設敷地拡張です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は10ページです。申請人は、古保里町に居住する個人であり、申請地の隣接地に太陽光発電施設を設置しておりますが、設置から5年が経過し、定期的なメンテナンスが必要になったことから、申請地を太陽光発電施設を維持するための乗入れ口として適していると考え、今回の転用申請となりました。
申請地は、宅地化の状況からみて第3種農地の要件の住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので第2種農地になると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。以上で、議案第37号については5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第38号「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。12ページをお開きください。事業者、事業目的、申請地は議案書のとおりであり、当初計画と内容に変更はありません。権利の種類は、当初計画が使用貸借権設定、変更後が所有権（無償）贈与となります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか。

事務局 捕捉します。当初計画に変更はないのですが、当初は無償で使用貸借の計画でしたが、無償でお父さんから娘さんに贈与し所有権を移転する計画に変更となったものです。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので議案第38号については、承認を得ましたので事業計画変更承認通知書を発行します。
次に、議案第39号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。15ページをお開きください。番号71番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積743㎡で、平成30年11月1日から平成35年10月31日までの5年間の賃借権の再設定であり、借賃は1筆当り13,000円となっております。番号72番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積が2,453㎡で平成30年11月1日から平成35年10月31日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当り米1俵となっております。続きまして番号73番と74番は農地中間管理機構の案件になります。番号73番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目が5筆とも田で、面積が計の5,164㎡、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り10,000円となっております。番号74番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積6,813㎡で、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の

賃借権の設定となっております。続きまして⑤番、⑥番、⑦番が先ほど研修がありました公社との売買ということになります。公社からの買い手さんへの売買になります。まず番号⑤番、買手、売手物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が3筆とも畑、面積が3筆計の8,684㎡、所有権の移転となります。番号⑥番、買手、売手物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積が1,022㎡で所有権の移転となります。番号⑦番、買手、売手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が3,303㎡で所有権の移転となります。続きまして16ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。次に17ページをお開きください。こちらに左側が今月の利用権設定となっております。合計のみ読み上げますと、利用権の設定が15,173㎡、所有権の移転が13,009㎡となっております。そして右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと利用権設定が219,939㎡、所有権移転が29,490㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 よろしいですか。異議なしとのことで議案第39号については決定をいたします。以上で、予定しておりました案件は、すべて承認いたしました。他に、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 それでは、私から報告いたします。農業会議から研修会の要請が来ておりました、12月4日の火曜日、午後1時半から八代のハーモニホールにおいて農業委員ブロック別研修会が開催される予定です。熊本県を2つの地区に分けて宇土市は八代になっておりますので、出欠等については後日通知を差し上げますのでお願いします。

もう一点につきまして、農業委員さんと推進委員さんの綱紀粛正ということで、今月徳島県の阿南市の農業委員会において、元農業委員さんが農地転用の便宜を図った見返りで申請者から現金を受け取ったと収賄容疑で逮捕されたといった案件が発生しております。これを受けて県の農業会議を通して全国の農業会議から農業委員・推進員の公正・公平な職務の遂行について綱紀の粛正について依頼がっておりますのでよろしくお願いします。また、両委員さんは宇土市の特別職

の非常勤職員になっておりますので、秘密保持の義務等もありますので、委員として知り得た情報を外部に漏らさないということを併せてお願いします。以上です。

田代会長 今日副会長が欠席ですので、以上をもちまして平成30年第10回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 山本 賢一 印

議事録署名人 太田 桂子 印